

## 行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、行橋市が発注する建設工事に係る技術者制度に関して必要な事項を定め、市発注工事の適正かつ円滑な施工を確保することを目的とする。

(営業所に置く専任の技術者)

第2条 建設業法第7条第2号、第15条第2号より、建設業の許可を受けようとする者は、その営業所ごとに、当該営業所が許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての専任の技術者を置かなければならない。したがって、当該営業所における専任技術者が工事現場における現場代理人や主任(監理)技術者として従事することはできない。ただし、工事現場と営業所が近接し、当該営業所と工事現場との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合限り、当該工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者となることができるものとする。

(技術者等の配置)

第3条 競争入札の参加及び随意契約における見積書の提出を行う者は、入札日及び見積書の提出日に、「主任(監理)技術者選任通知書」(別紙1)を提出し、その選任通知書に記入した者を主任(監理)技術者として配置すること。ただし、競争入札の場合で選任通知書の提出日に別段の定めがあるときは、前段の規定にかかわらず指定された日時を提出期限とする。

(技術者の所属確認)

第4条 建設工事の現場に設置される主任技術者及び監理技術者は、当該工事を請け負うこととなった建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、技術者と建設業者の雇用関係を確認するために、「主任(監理)技術者選任通知書」に健康保険証の写し等雇用関係が確認できる書類(別紙3)を添付して提出すること。

(現場代理人選任通知書)

第5条 行橋市建設工事請負契約書第10条第2項により、現場代理人は、工事現場に常駐し、受注者の代理人として多岐にわたる職務を行う必要があり、発注者との意思の疎通を確実にすることができる者であることが求められるため専任の者とし、「現場代理人選任通知書」(別紙2)に健康保険証の写し等雇用関係が確認できる書類を添付して提出すること。

(技術者の途中交代)

第6条 入札時及び見積書の提出時に選任通知書にて届け出た技術者等は、落札及び契約決定後に変更することができない。ただし、以下に該当する場合はその限りではない。

- (1) 死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等(真にやむを得ない場合に限る。)により交代が必要と認められるとき
- (2) 受注者の責によらない理由による長期の工事中止又は大幅な工事内容の変更が発生し、工期が延長されたとき
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(通知書の提出)

第7条 第3条の「主任(監理)技術者選任通知書」及び第5条の「現場代理人選任通知書」は、予定価格が200万円を超える建設工事において、提出するものとする。

附則

この要領は、平成19年8月1日より施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

## 主任（監理）技術者選任通知書

年 月 日

行橋市長  
(契約担当者) 殿受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

次の工事について、下記のとおり主任技術者または監理技術者を定めたので、行橋市工事請負約款第10条第1項の規定に基づき通知します。

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 工 期 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで

## 4. 営業所専任の技術者

※専任の主任(監理)技術者が必要な場合のみ記載してください。

※営業所専任の技術者が複数名いる場合は、全て記載してください。

氏 名	資 格
.....	.....
.....	.....

## 5. 主任技術者または監理技術者

		<input type="checkbox"/> 主任技術者		<input type="checkbox"/> 監理技術者	
住所					
氏名					
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日				
他の公共工事の 受注状況  (受注工事が複数ある場合は、 請負代金額が最大のもの、及び 工期が最長のものをそれぞれ記入すること)	発注者名	工事名	請負代金額	着 工 年 月 完成 (予定) 年月	配置状況
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 手持ち工事なし
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 手持ち工事なし
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 手持ち工事なし

## 備考

- 雇用関係が確認できる書類を添付 (A4サイズ) すること (別紙参照)。
- 主任 (監理) 技術者の資格者証 (写し) を添付すること。また、監理技術者は、「監理技術者講習修了証」の写しも添付すること (ともにA4サイズ)。
- 専任の主任 (監理) 技術者が必要な場合は、経審の専任技術者証明書または専任技術者一覧表を添付すること。

## 主任（監理）技術者選任通知書

記入例

令和 ● 年 ● 月 ●● 日

行橋市長  
(契約担当者) 殿受注者 住 所 行橋市○○▲丁目▲番▲▲号  
商号又は名称 ㈱○○建設  
代表者氏名 代表取締役 行橋 太郎 印

次の工事について、下記のとおり主任技術者または監理技術者を定めたので、行橋市工事請負約款第10条第1項の規定に基づき通知します。

- 工 事 名 ○○公園整備工事
- 工事場所 行橋市中央○丁目○番○号
- 工 期 令和●年▲月▲日 から 令和●年▲▲月▲▲日 まで
- 営業所専任の技術者

※専任の主任(監理)技術者が必要な場合のみ記載してください。

※営業所専任の技術者が複数名いる場合は、全て記載してください。

氏 名	行橋 太郎	資 格	1 級土木施工管理技士
	行橋 二郎		1 級管工事施工管理技士

## 5. 主任技術者または監理技術者

	<input checked="" type="checkbox"/> 主任技術者		<input type="checkbox"/> 監理技術者	
住所	行橋市○○▲丁目▲番▲▲号			
氏名	行橋 三郎			
生年月日	大正 昭和 平成 3 年 4 月 5 日			
他の公共工事の 受注状況 (受注工事が複数ある場合は、 請負代金額が最大のもの、及び 工期が最長のものをそれぞれ記 入すること)	発注者名	工事名	請負代金額	着 工 年 月 完成 (予定) 年月
				<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 手持ち工事なし
				<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 手持ち工事なし

## 備考

- 雇用関係が確認できる書類を添付 (A4サイズ) すること (別紙参照)。
- 主任 (監理) 技術者の資格者証 (写し) を添付すること。また、監理技術者は、「監理技術者講習修了証」の写しも添付すること (ともにA4サイズ)。
- 専任の主任(監理)技術者が必要な場合は、経審の専任技術者証明書または専任技術者一覧表を添付すること。

## 現場代理人選任通知書

年 月 日

行橋市長  
(契約担当者) 殿受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

次の工事について、下記のとおり現場代理人を定めたので、行橋市工事請負約款第10条第1項の規定に基づき通知します。

なお、現場代理人の権限については、同条第2項に規定するとおりであることを確認します。

1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 工期 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで

## 4. 現場代理人

		現場代理人			
住所					
氏名					
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日				
他の公共工事の 受注状況  (受注工事が複数ある場合は、 請負代金額が最大のもの、及び 工期が最長のものをそれぞれ記 入すること)	発注者名	工事名	請負代金額	着工年月 完成(予定)年月	配置状況
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
				年 月	<input type="checkbox"/> 手持ち工事なし
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
				年 月	<input type="checkbox"/> 手持ち工事なし

## 備考

(1) 雇用関係が確認できる書類を添付 (A4サイズ) すること (別紙参照)。

## 現場代理人選任通知書

記入例

令和 年 月 日

行橋市長  
(契約担当者) 殿受注者 住所 行橋市〇〇▲丁目▲番▲▲号  
商号又は名称 (株)〇〇建設  
代表者氏名 代表取締役 行橋 太郎 印

次の工事について、下記のとおり現場代理人を定めたので、行橋市工事請負約款第10条第1項の規定に基づき通知します。

なお、現場代理人の権限については、同条第2項に規定するとおりであることを確認します。

1. 工事名 〇〇公園整備工事
2. 工事場所 行橋市中央〇丁目〇番〇号
3. 工期 令和●年▲月▲日 から 令和●年▲▲月▲▲日 まで
4. 現場代理人

		現場代理人			
住所	行橋市〇〇▲丁目▲番▲▲号				
氏名	行橋 次郎				
生年月日	大正 昭和 平成 3 年 4 月 5 日				
他の公共工事 の受注状況  (受注工事が複数ある場合は、請負代金額が最大のもの、及び工期が最長のものをそれぞれ記入すること)	発注者名	工事名	請負代金額	着工年月 完成(予定)年月	配置状況
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 手持ち工事なし
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 手持ち工事なし
				年 月	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 手持ち工事なし

## 備考

- (1) 雇用関係が確認できる書類を添付 (A4サイズ) すること (別紙参照)。

## 雇用関係を確認するための書類について

行橋市役所契約検査課

市では、建設工事の適正な施工を確保するため、入札に参加しようとする建設業者については、当該工事現場に配置を予定している現場代理人、主任技術者および監理技術者（以下「主任技術者等」という）との間に継続的かつ恒常的な雇用関係があることを入札参加の条件として取り扱っています。

### 1.継続的な雇用関係とは

(1) 直接的雇用関係であること

主任技術者等との間に第三者の介入する余地のない権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することを意味し、派遣社員については、直接的雇用関係とはいえません。

(2) 3か月以上の雇用関係があること

主任技術者および監理技術者は、入札日(事後審査型一般競争入札による場合は申請日)以前3か月以上の雇用関係があることが必要です。なお、現場代理人については期間の定めはありません。

### 2.雇用関係の確認書類（次のうち、いずれかの写し）

「主任（監理）技術者選任通知書」、「現場代理人選任通知書」提出時に下記のうちいずれかの書類を添付していただきます。

- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・監理技術者資格者証（会社名が記載されているもの）

※上記の書類を提出できない正当な理由がある場合に限り、以下の書類を**複数**提出することで雇用の確認を証明することができます。

- ・技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
- ・国家資格者等及び監理技術者一覧表（建設業許可申請書類）
- ・所得税源泉徴収簿
- ・前年の源泉徴収票（受給者交付用・事業者の印が確認できるもの）
- ・登記簿の役員名簿欄
- ・賃金台帳及び出勤簿
- ・確定申告時に専業専従者として申告し、税務署の受付がされている申告書の控え

（参考）

#### 主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません（①1級、2級資格者②実務経験者）。

#### 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません（1級資格者等）。